

これは一橋大学が実施する授業料免除であり、国が2020年4月より実施している学部学生対象の「高等教育の修学支援新制度」による授業料免除とは異なります。2020年度学部新入生は原則「新制度」により支援を実施します(《免除対象者》2.3の該当者は申請可)ので、希望する場合は「新制度」の申請要領を参照してください。

2020年度 一橋大学 【後期】授業料免除申請要領

《授業料免除申請について》

次に掲げる「免除対象者」のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき、選考のうえ、授業料の全額又は半額を免除します。免除を希望する者は、前期と後期にそれぞれ申請してください。

申請しても不許可となることもあるので、授業料納入の準備は事前に行っておいてください。

《免除対象者》

1. 大学院学生及び2019年度以前入学の学部学生であって、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
2. 前期及び後期の授業料の納期前6ヶ月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことによって授業料の納付が著しく困難と認められる者
3. 上記2.に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者

(一橋大学授業料免除及び徴収猶予規則参照)

※留年者、修業年限超過者、残留者及び仮進学者は、原則として免除対象者としません。

※経済困窮度や学業の基準は、別紙「授業料免除の家計評価・成績評価について」参照。

※新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、就学の継続が困難になっている者については、今期に限り3.に該当するものとして取り扱うことがある(詳細は別紙「新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生に対する授業料免除について」を参照してください)。

《申請方法》

【受付期間】

受付期間：2020年9月23日(水)～2020年9月30日(水)17時15分(土・日を除く)

ただし、秋学期開始日の9月10日(木)以降であれば期日前の受付可。

提出方法：原則郵送のみ受け付けます(詳細は別紙「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための郵送による提出について」を参照してください)

※受付期間及び受付時間以後の受付は一切行わないので、厳守してください。

※受付時間以外、学生支援課・千代田キャンパス事務部への入室は認められません。

【提出先】

〒186-8601 東京都国立市中2-1 一橋大学 学生支援課 奨学事業係 宛

【結果発表】

12月末頃、郵送にて通知発送予定

※本学ウェブサイトには通知の旨を掲載しますので、住所変更や郵送事故等で通知の届かない場合は、学生支援課に問い合わせてください。

《提出書類》

※書類は全て、黒または青のボールペンで記入してください。消せるボールペンや、鉛筆は使用不可です。

【簡易申請について】

一定の条件を満たす者は、後期授業料免除申請を簡略化して行うことができます。詳細は、様式 13 裏面「授業料免除簡易申請について」をご覧ください。

提出書類一覧（簡易申請でない場合） ○：全員必須 △：該当者のみ

	作成者	[区分3]※1 一般学生	[区分2]※1 独立生計者	[区分1]※1 外国人留学生
(様式1) 授業料免除願	本人	○	○	○
(様式2) 家庭状況調書	本人	○	○	○
(様式3) 収入状況申立書	本人	○	—	—
(様式4) 経済状況報告兼申立書	本人	—	○	○
(様式5) 手当等受給状況申立書	家計支持者	○	○	○
(様式6) 大学院学生の学業優秀証明書	指導教員等	大学院生のみ ※2		
(様式7) 留年又は修業年限超過理由書	本人及び指導教員等	△※3	△※3	△※3
所得・課税証明書 →p.3 1 参照	/	○	○	—※4
世帯全員分の住民票 →p.3 2 参照		○	○	—
(別表Ⅰ) 所得に関する証明書類		○ 本人及び家族全員分		○※5
(別表Ⅱ) 特別控除に関する証明書類		△ 本人及び家族全員分		△※5
独立生計に関する証明書類 →p.3 3 参照		—	○	—
健康保険証の写（表面）		—	○	○※5
在留カードの写（両面）		—	—	○※5
結果通知用封筒（長形3号）（84円切手貼付）		○※6	○※6	○※6

※1 申請資格の区分については、下記で確認してください。

※2 経営管理研究科経営学修士コース（経営分析プログラム、経営管理プログラム）、商学研究科経営学修士コース、法科大学院、国際・公共政策大学院の学生は提出不要です。また、2020 年度前期授業料免除申請において提出した学生は、指導教員の変更等がない限り今期は提出不要です。

※3 留年者・修業年限超過者・残留者・仮進学者、または前学期までに休学・停学・残留したことがある者。

※4 外国人留学生のうち、日本に同居家族（配偶者等）がいる場合、その家族の所得・課税証明書が必要になります。ただし、その家族も外国人留学生である場合は不要です。

※5 本人及び日本在住の同居家族全員分を提出してください。

※6 申請者本人又は保証人の宛名、申請者の学籍番号を記入してください。封筒提出後に住所変更した場合は、必ず学生支援課へ報告してください。結果通知が届かない場合があります。

申請資格の区分について

不明点がある場合は、学生支援課へ相談ください。

【区分1】外国人留学生

外国籍である学生。ただし、父母が日本在住の学生は、「[区分3]一般学生」になります。

【区分2】独立生計者

2020 年 4 月 1 日時点で、次の 1～3 全ての条件を満たす大学院生。（外国人留学生は除く）

1. 所得税法上、父母等の扶養家族でない者
2. 父母等と別居している者
3. 本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得申告がされ、市区町村から所得証明書が発行される者

別居見込みの者、親族から経済的支援を受けている者は、独立生計者として認定しません。

【区分3】一般学生

[区分1]外国人留学生、[区分2]独立生計者どちらにも該当しない学生。

1 所得・課税証明書（市区町村発行）

（提出対象者）

- ・乳幼児・就学者・別生計者を除く世帯全員分を提出してください。予備校生は就学者に含まれません。
- ・大学院生の申請者は、本人分も提出してください。（[区分1]外国人留学生は、本人分は不要）
- ・[区分1]外国人留学生で、日本に同居家族（配偶者等）がいる場合、その家族分は必要となります。ただし、その家族も外国人留学生である場合は不要です。

（注意事項）

- ・発行3か月以内の原本が必要です。
- ・市区町村役場には、「令和元（平成31）年1月～12月分の所得金額・所得控除・扶養控除・税額の内訳が記載された所得証明書・課税証明書の発行」を依頼してください。
- ・家族全員の所得が1枚にまとめて証明されているものは認めません。
- ・収入がない場合は、非課税証明書を提出してください。
- ・所得・課税証明書（非課税証明書）という名称は、市区町村によって異なる場合があります。
- ・海外在住のため、所得・課税証明書が発行されない場合、その旨を（様式12）家庭事情申立書④に記入してください。
- ・所得・課税証明書に加えて、（別表I）所得に関する証明書類を提出してください。

2 世帯全員の住民票（同一生計の家族が一覧形式で確認できるもの）

- ・発行3か月以内の原本が必要です。
- ・個人番号（マイナンバー）の記載のない住民票を用意してください。
- ・個人の住民票ではありません。住民票の下に「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」の文言が印字されていることを確認してください。

※家族と別居している申請者本人や別居・別生計の家族が住民票を移していない場合、現住所が記載されている公共料金の領収書の写、賃貸契約書の写等を追加提出してください。無い場合は、（様式12）家庭事情申立書④で申し立ててください。ただし、一橋大学の学生寮に住む申請者については、本人分は提出不要です。なお、別生計とは、独立生計の3条件（→p.2「申請資格の区分について」）を満たしていることを指します。

（例）社会人の姉は別居しているが住民票は残したままである。→姉の別居を証明する書類を追加提出

※別居・同一生計の家族が住民票を移している場合、その家族の住民票も別途提出してください。

（例）地方大学に通う兄は住民票が別である。→兄の住民票を追加提出

3 独立生計に関する証明書類

[区分2]独立生計者として申請する場合、その証明として下記のいずれかを提出してください。

申請者本人（又は配偶者）が筆頭（世帯主）となっていることが分かる健康保険証の写

（健康保険証の写を証明書類として提出できない場合）

父母の源泉徴収票の写（前年分）、父母の確定申告書（第一表、第二表）の写（前年分）、被扶養者資格喪失証明書の写のいずれか

※直前に独立生計になり、上記書類のいずれも証明書類として提出できない場合、（様式12）家庭事情申立書④に元扶養者の直筆でその旨を申し立ててください。

4 《免除対象者》2又は3の該当者が追加で提出するもの

- （1）学資負担者の死亡を証明する書類（死亡診断書の写 等）
- （2）学資負担者死亡により得た所得金額の証明書（退職金、死亡保険金等の証明書類）
- （3）本人又は学資負担者の災害の災害程度・被害金額が判断できる詳細な罹災証明書及び被災額証明書

《注意事項》

1. 授業料免除と授業料徴収猶予（延納・分納）は併願できません。
2. 2019 年度以前入学の学部学生は、「高等教育の修学支援新制度」による授業料免除と併願することができます。併願の場合、学生にとって、より有利な判定を採用するものとします。
3. 2020 年度以降入学の学部学生のうち、p. 1《免除対象者》の 2 又は 3 に該当する場合、本要領による授業料免除に申請することができます。詳細は、学生支援課奨学事業係までお問い合わせください。
4. 授業料免除申請者は、申請の結果発表があるまで授業料の徴収を猶予されるので、発表があるまでは授業料は納入しないでください。**〈一旦納入された授業料は、返還できません。〉**
5. 不許可者及び半額免除者は、結果発表から 14 日以内の指定された期日までに所定の授業料（半額免除者は残る半額）を納入してください。結果発表後の徴収猶予等の取扱いはありません。
6. 申請者は、調書の記入漏れ・添付書類の不備がないようにして、必ず受付期間内に提出してください。特に、一時帰国や海外調査等で長期不在となる場合は、早めに書類を入手して準備しておいてください。**〈受付期間後の申請は、一切認めません。〉**
7. 授業料免除に関する連絡は、全て Gmail（学籍番号@g.hit-u.ac.jp）を使用します。定期的に確認してください。
8. 書類確認が必要なため、本人以外による申請は原則受け付けません。
9. 必要な証明書等が未提出の場合は、審査の対象とはなりません。
10. 授業料滞納者は、特別な理由がない限り免除の対象とはなりません。したがって、滞納者は申請前に必ず納入してください。
11. 大学院の博士後期課程在学者で、博士論文を提出し、修了予定日が学期の途中となる場合には、授業料免除の対象者とはならないので、分納の申請手続きをしてください。
12. 懲戒を受けた学生は、処分の効力が発生した日の属する学期分の申請及び次期の免除申請（当該免除申請期間が停学処分期間中の者については、処分が解除された日の属する学期分まで）については、審査の対象とはなりません。
13. 一度提出した書類は返還できません。必要に応じて前もってコピーをとり保管してください。
14. 記載内容及び提出書類に虚偽の事実が判明した場合は、許可された免除について取り消します。また、次期の免除申請については対象としませんので、十分注意してください。
15. 証明書が期限に間に合わない場合や、その他不明な点については、受付最終日の前日までに学生支援課窓口へ相談してください。

【問い合わせ先】

学生支援課（国立西キャンパス本館 1 階）

月曜～金曜（祝日を除く） 8：30～17：15

TEL：042-580-8117 ※受付最終日は申請が集中するため電話対応できないことがあります。

授業料免除及び徴収猶予（延納・分納）申請時に提出していただく全ての書類に記載されている個人情報、経済支援業務の範囲内においてのみ利用し、その他の目的には利用しません。

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生に対する授業料免除について

大学が実施する授業料免除は、大学院生および 2019 年度以前入学の学部学生を対象としており、2020 年度入学の学部学生は（一部の場合^{②1}を除き）「高等教育の修学支援新制度」（以下、新制度）により授業料免除を行うと周知してきたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により以下の要件に該当する場合、2020 年度後期に限り 2020 年度入学の学部学生でも申請は可能です（新制度採用済の者・申請中の者も併願も可）。新制度とは要件が異なるため、新制度の要件を満たさない場合でも認定されることがあります。

②1 授業料の納期前 6 カ月以内において、学資負担者が死亡し、または本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことによって授業料の納付が著しく困難と認められる場合

（新型コロナウイルス感染症の影響により）以下の①②の基準をいずれも満たす場合

①家計支持者が、国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は新制度の例に準ずる^{②2}）を提出できること

または、

家計支持者の事由発生後の所得^{②3}が昨年度の所得と比較し 1/2 以下となっていること。

②事由発生後の世帯の所得が、大学が実施する授業料免除の免除基準の範囲内となっていること^{②4}

②2 日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、社会福祉協議会の「緊急小口資金」など。日本学生支援機構の「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」（http://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/pdf/R2w_shienrei.pdf）を参照すること。

ただし、「特別定額給付金」「学生支援緊急給付金」は含まない。

②3 事由発生後の所得を証明する書類（提出書類参照）を基に算出することとし、原則直近 3 カ月（6・7・8 月）分を 4 倍したものとする

②4 授業料免除申請要領一式の中の「授業料免除の家計評価・成績評価について」で大まかに計算可

提出書類

申請要領にある必要書類すべてに加え、以下の書類

①（利用している場合のみ）国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（上記枠内参照）

（裏面に続く）

- ②（給与所得者の場合必須）家計支持者の 6・7・8 月分の給与がわかる給与明細の写または勤務先が作成した「(様式 8)賃金等支払証明書」
- ③（給与所得者以外の場合必須）「(様式 14)新型コロナウイルス感染症の影響による減収申立書」

注意事項

- 前記提出書類の提出がない場合、新型コロナウイルス感染症の影響による授業料免除申請としては受け付けません。
- 学部学生で新制度の要件も満たしていると思われる場合は、必ず新制度に申請したうえでこの授業料免除に申請してください。（秋の定期採用は 9～10 月頃に募集予定）
- これは国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき特別に実施されるものであり、2020 年度後期における授業料免除のみを対象としています。次年度以降は新たに国からの措置がない限り、大学が実施する授業料免除は従前の要件に戻ります。
- 外国人留学生は本学の授業料免除では独立生計者に準じて扱っているため、新型コロナウイルス感染症の影響による授業料免除の対象にはなりません。ただし、家計支持者が日本在住の場合は申請可能な場合がありますので、詳細は学生支援課奨学事業係までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための郵送による提出について

2020年8月24日 学生支援課

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2020年度(後期)の授業料免除及び授業料徴収猶予の申請において、以下のとおり郵送による提出によって混雑を緩和させます。

【郵送による提出方法】

郵送による提出を原則とします。期限は、**9月30日(水)17:15必着**ですが、**28日(月)の消印があれば30日(水)を過ぎて着いても受け付けます。**(速達にする等可能な限り期限に間に合うようにしてください。)

封筒の表には、「授業料免除申請書類在中」等、**赤字**で表記してください。

【国内から郵送する場合】

申請書類一式を「**簡易書留郵便**」で郵送してください。(必要に応じて速達にしてください。)

【海外から郵送する場合】

次の①～③を全て**9月28日(月)(日本時間)**までにおこなってください。

- ① 申請書類一式を準備し、PDFデータ化する(結果通知用封筒はPDF化不要)。
 - ・データは1つにまとめ、ファイル名は「学籍番号_氏名」とする。(例)「1111111A_一橋太郎」
- ② 申請書類一式の原本を、学生支援課奨学事業宛に「**EMS**」で郵送する。
 - ・その際に、追跡問い合わせ番号を必ず控えること。
 - ・結果通知用封筒および切手を用意できない場合は、来日後の提出可。
- ③ **郵送後ただちに**、①申請書類一式のPDFデータと、②追跡問い合わせ番号を、学生支援課奨学事業宛(scholarship@ad.hit-u.ac.jp)にメール送付する。
 - ・メールの件名は「授業料免除申請_学籍番号_氏名」とすること。
 - ・PDFデータと郵送する申請書類一式に相違がないようにすること。

【注意点】

- ・上記方法による提出を除き、**期限を過ぎてからの申請は一切認められませんのでご注意ください。**
 - ・**窓口での提出も可能ですが、大学構内に入構する際に学生証が必要となりますので、必ずお持ちください。また、少しでも体調不良の状態では窓口には決して来ないでください。(なお、学外者は当面の間一切入構できません。)** 窓口への提出期限も**9月30日(水)17:15**です。
 - ・不備書類が多い場合は申請を認められないので、必要書類が全て揃っているか確認してください。
 - ・(様式2)家庭状況調書に、必ず連絡がとれるメールアドレスを記入してください。
- 原則、学籍番号のGmail(@g.hit-u.ac.jp)としますが、中国滞在中の学生は、中国国内で受信できるメールアドレスも併せて記入してください。
- ・不明点がある場合は、早い段階で奨学事業係へご連絡ください。
 - ・今後手続き等の変更がある場合は随時ウェブサイト上で公表しますので、提出前に必ずご確認ください。

(本件問い合わせ先・郵送先)

一橋大学 学生支援課 奨学事業係

電話：042-580-8117 (平日 8:30～17:15)

メール：scholarship@ad.hit-u.ac.jp (メールアドレスが新しくなりました)

郵送先：〒186-8601 東京都国立市中2-1 一橋大学 学生支援課 奨学事業係 宛

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための
「(様式6) 大学院生の学業優秀証明書」および
「(様式7) 留年又は修業年限超過理由書」の提出方法について

2020 年 8 月 24 日 学生支援課

指導教員に作成いただく「(様式6) 大学院生の学業優秀証明書」及び「(様式7) 留年又は修業年限超過理由書」は、下記方法で受け付けます(【受付方法】(3)は今年度限りです)。

【受付方法】

- (1) 学生本人が指導教員から受け取り、学生支援課に提出。
- (2) 指導教員が直接、学生支援課に提出。
- (3) 指導教員が直接、学生支援課にメールで提出。(押印不要)

(宛先) 奨学事業係 scholarship@ad.hit-u.ac.jp (メールアドレスが新しくなりました)

※(3)については、指導教員に、今年度に限りこの方法が認められていることを伝えた上でお願いしてください。

※Word 版様式が、ウェブサイトでダウンロードできます。各自利用してください。

【提出締切】

大学院 10 月新生に限り、(様式6) 大学院生の学業優秀証明書のみ提出期限を **10 月 16 日(金)まで**延長します。提出し忘れることがないように注意してください。それ以外の必要書類は、申請期間中に必ず提出してください。

不明点がある場合は、早い段階で奨学事業係にご連絡ください。

(本件問い合わせ先)

一橋大学 学生支援課 奨学事業係

電 話：042-580-8117 (平日 8:30~17:15)

メール：scholarship@ad.hit-u.ac.jp (メールアドレスが新しくなりました)

個人番号（マイナンバー）の記載のない書類を用意してください。やむを得ず記載のある書類を提出する場合は黒塗り等を施し、当該箇所が隠れた状態で提出してください。

別表 I	所得に関する証明書類
-------------	-------------------

市区町村発行の所得証明書（p.3【提出書類】**1** 所得・課税証明書（市区町村発行）参照）に加えて、以下の区分の証明書類を提出してください。

※乳幼児、就学者、別生計者を除く家族（[区分 1]外国人留学生は同居家族）及び本人のうち、以下の区分に該当する者全員分の証明書類を提出してください。また、ひとりに複数の該当事項がある場合には、該当する全ての書類が必要となるのでご注意ください。

区 分	添 付 書 類	発行機関等
給与所得者（パートを含む）、 アルバイト （申請時に恒常に行っているもの）	源泉徴収票の写（前年分） ※複数の勤務先がある場合は、全て必要です。ただし、すでに退職した勤務先のもの不要。 ※源泉徴収票が出ない場合、前年と状況が異なる場合は、（様式8）賃金等支払証明書、直近3か月分の給与明細の写（ウェブ閲覧の給与明細は、閲覧画面の写でも可）、労働条件通知書（雇用契約書）の写のいずれかを提出してください。	勤務先
事業（営業等・農業）所得者、 不動産所得、利子所得、配当所得、 一時所得、株式譲渡所得、雑所得等 のある者	確定申告書の第一表・第二表の写（前年分） ※受付印のあるものを提出してください。受付印がない場合は、その理由を余白に記入してください。（例：電子申告のため。） ※分離課税の申告のある者は第三表も必要です。 ※確定申告を行っていない場合は、市民税・県民税申告書の写（当年分）を提出してください。	税務署・自治体等に申告した控え
退職者（申請前1年以内） （前期は前年4月、後期は前年10月以降）	退職金支給額証明書、退職所得源泉徴収票の写のいずれか ※現在、職業安定所で雇用保険・失業給付手続き中の者は、雇用保険受給資格者証の写も併せて提出してください。	元勤務先 職業安定所
退職予定者（申請後6ヶ月以内） （前期は当年9月、後期は翌年3月まで）	退職予定証明書、退職後の収入（退職金等）見込証明書のいずれか	勤務先
休職者	休職証明書 ※「氏名」「休職期間」「休職期間の給与支給の有無」「所属長の署名又は公印」は表記してください。 ※休職中に給付金が支給される場合、短期給付金支給証明書の写、育児休業基本給付金支給決定通知書の写等も併せて提出してください。	勤務先
無職者（予備校生及び各種学校生含む）	（様式12）家庭事情申立書 ②【無職無収入について】	家計支持者作成
年金（恩給・老齢・遺族・障害等） 受給者	年金源泉徴収票の写（前年分）、最新の年金支払証明書の写、年金額改定通知書の写、年金額（振込）通知書の写等のいずれか ※受給している全ての年金について提出してください。	保管中のもの
生活保護受給世帯	保護決定（変更）通知書の写等（受給額のわかるもの）	福祉事務所
個人で申請している奨学金の受給者	受給証の写等（受給額・受給期間のわかるもの） ※日本学生支援機構奨学金、「高等教育の修学支援新制度」の奨学金、大学を通じて申請した奨学金の場合、提出不要。	保管中のもの
日本学術振興会特別研究員採用者	採用決定通知書の写、源泉徴収票の写（前年分）のいずれか	日本学術振興会
臨時所得（保険金、資産譲渡所得等）のあった者 （申請前6ヶ月以内に受給した上記以外の所得）	所得額、受取日を証明する書類	保険会社等
生計維持のための十分な所得がない世帯	（様式12）家庭事情申立書 ③【十分な所得がない場合の生計維持費について】	家計支持者作成

別表Ⅱ	特別控除に関する証明書類
-----	--------------

家族全員（[区分 1]外国人留学生は同居家族全員）について、該当する場合は必ず提出してください。
なお、提出のない場合には控除対象とならないのでご注意ください。

区 分		添 付 書 類	発行機関等
(本人を除く) 就学者のいる世帯	公・私立学校生 (高等学校・大学・高等専門学校・専修学校)	学生証の写、在学証明書のいずれか ※(様式 9)在学状況及び授業料免除状況証明書でも可	在 学 校
	国立学校生 (高等学校・大学・高等専門学校)	(様式 9)在学状況及び授業料免除状況証明書 ※本学在籍者の場合は、学生証の写のみ提出	
母子・父子世帯		(様式 12)家庭事情申立書 ①【母子父子家庭について】	家計支持者作成
		※児童扶養・育成手当を受給している場合、受給額の分かる通知書の写等も併せて提出してください。	福祉事務所又は市区町村役場
障害者のいる世帯（本人を含む）		障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳等)の写	保管中のもの
原爆被爆者（障害のある場合）のいる世帯		健康管理手当証書の写	保管中のもの
長期（6ヶ月以上〈見込みを含む〉）療養者のいる世帯		(様式 10)長期療養証明書 ※直近6ヶ月以内の診断書、及び療養費の領収書の写でも可 ※高額医療費の還付金を受給している場合、高額医療費還付金の通知書の写も併せて提出してください。	医療機関等 保管中のもの
要介護者のいる世帯		(様式 11)介護サービス証明書 ※発行できない場合のみ、介護保険被保険者証の写及び最近6ヶ月以内の自己負担分の領収書の写	
家計支持者が別居（単身赴任等）		別居していることを証明する書類 (辞令の写又は住民票等) 住居費と水道光熱費の領収書の写 (赴任先等での最近6ヶ月以内のもの)	勤務先等 保管中のもの
火災・風水害・盗難等の被害があった世帯		罹災証明書、被災額証明書、盗難届出証明書	消防署・市区町村役場・警察署等

※源泉徴収票や療養費の領収書など、サイズの小さな書類は、出来る限りA4サイズでまとめてコピーして提出するようにして下さい。

別表Ⅲ	(様式 4)経済状況報告書兼申立書の申告内容の証明のために追加で提出するもの
-----	--

貯金・貯蓄を取り崩している者	直近2か月分の生活費の入出金に使用している通帳の写 ※貯金・貯蓄が十分な額があることが必要です。
仕送り・援助を受けている者 ([区分 1]外国人留学生のみ)	仕送り額の分かる通帳の写 又は 経費支弁者直筆の申立書 ※ <u>※申立書は申請者本人が作成するものではありません。経費支弁者直筆（代理作成は一切認めません）の「援助金額（月額〇〇円、年額〇〇円等）・記載日・署名・捺印」を必ず表記してください。</u> 書式は問いません。なお、申立書は原本である必要はなく、スキャンデータや写真を印刷したものでも構いません（ただし判読可能なもの）。日本語以外の場合は、申請者自身で和訳をつけてください。

一橋大学長 殿

課程：〔学部・修士・専門職・博士〕

出願者氏名 (印)

なお、申請の内容は事実と相違ありません。また、申請に虚偽のあることが判明した場合は、許可された免除について取り消され、次期の免除申請の対象とならなくても、異議はありません。

記

1. 授業料免除の申請理由（該当する理由の□にチェック。複数選択可。）					
☐ 1. 経済的理由 ※2020年度以降学部入学生は、「1. 経済的理由」では申請不可 ☐ 2. 2020年4月1日（10月新入生は2019年10月1日）以降に学資負担者死亡 ☐ 3. 2020年4月1日（10月新入生は2019年10月1日）以降に被災 ☐ 4. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計急変 ※「1. 経済的理由」以外での申請の場合、該当する必要書類を併せて提出してください。					
2. 具体的な家庭事情等 …判定の際に経済状況等を考慮することがあるため、具体的に記入してください。					
3. 該当するものについて記入してください。					
申請区分 ※申請要領 p. 2参照		[区分3]一般学生 ・ [区分2]独立生計者 ・ [区分1]外国人留学生			
休学歴	西暦 年 月 ～ 西暦 年 月	西暦 年 月 ～ 西暦 年 月			
〔学部学生の [区分3]一般学生 のみ記入〕			はい ・ いいえ		
国の「高等教育の修業支援新制度」に、採用済、または申込中・申込予定ですか？					

家庭状況調査書

① 出願者	フリガナ			学部		年	学籍番号		
	氏 名			国際・公共政策大学院		年			
	現住所	〒		研究科 修・博・専		年	自宅 携帯電話 Eメール @g.hit-u.ac.jp		
② 連絡先(実家等)	フリガナ			本人との続柄					
	氏 名								
	現住所	〒		電話					
③ 家族及び収入 家族と別居している者に× 家計支持者に○	就学者を除く家族	続柄	氏 名	年齢	職 業	在職期間	賞与	給与の収入金額(税込)	給与以外の収入金額 (必要経費控除後の額)
		父				年	有・無	千円	千円
		母				年	有・無	千円	千円
						年	有・無	千円	千円
						年	有・無	千円	千円
						年	有・無	千円	千円
	就学者	続柄	氏 名	年齢	在 学 校 名		学年	通 学 区 分	
		本人			国 立 一橋大学			自宅・自宅外	
					立			自宅・自宅外	
					立			自宅・自宅外	
					立			自宅・自宅外	
					立			自宅・自宅外	
	④ 家族状況	父母が離別・死亡等の場合		続 柄	区 分				時 期
				父・母	離 別 ・ 死 亡 ・ その他 ()				年 月～
		生活保護受給世帯の場合		受給開始時期 : 年 月～					
障害者・原爆被爆者 (障害のある場合)が いる場合		続 柄	氏 名	手 帳 番 号		時 期			
						年 月～			
						年 月～			
主たる家計支持者が 家族と別居している場合 (領収書の額) _____千円		続 柄	別 居 先 住 所				時 期		
							年 月～		
長期療養者のいる場合 (領収書の額) _____千円		続 柄	氏 名	程度(入院・通院等)		初 診 日			
						年 月			
						年 月			
災害被害を受けた場合 (災害) _____千円		種 類		被 害 の 程 度		被 災 時 期			
		火 災 ・ 風 水 害 ・ 地 震 その他 ()		全壊 ・ 大規模半壊 半壊 ・ 一部損壊		年 月 日			
⑤ 大学院生で独立生計の者 (外国人留学生を除く)	家 計 支 持 者				開 始 時 期				
	本人・配偶者・その他 ()				年 月頃～				

(注) 1. 調査の記入については、裏面『「家庭状況調査書」記入上の注意』を参照してください。
 2. 千円単位の金額欄で、③は千円未満の端数を切り捨て、④は切り上げて記入してください。

「家庭状況調書」記入上の注意

② 欄

「連絡先(実家等)」は、本人不在の場合に連絡の取れる者、原則として日本国内に在住の父母兄弟を記入してください。事情によりそれが難しい場合は、これに代わる者を記入してください。

外国人留学生は、日本国内在住の父母兄弟がいない場合は日本在住の知人等でも結構です。

③ 欄

「就学者を除く家族」と「就学者」とに分けて記入してください。

- (1) 家族とは、同居、別居を問わず生計を同一にする者は全員(外国人留学生は、日本在住の同居家族のみ)記入してください。**別居独立の生計を営む兄弟姉妹、及び生計を同一にしない別居の祖父母は記入の必要はありません。**また、家計支持者に○印を、就学者を除く家族のうち家族と別居の者には×印を、続柄欄の続柄の右に付けてください。
- (2) 就学者とは、大学・高等専門学校・高等学校・中学校・小学校及び専修学校(高等課程・専門課程)等に在学する者に限ります。各種学校(予備校等)、大学校等に通学する者や大学の非正規生(研究生、聴講生等)は就学者に含めないでください。就学者のうち、小・中学校以外については、必ず「国・公・私立」「自宅・自宅外」の別を明記し、また **専修学校には学校名の後に高等あるいは専門のいずれの課程かを括弧書きで明記**してください。
- (3) 職業は、「会社員」「公務員」「小学校教員」、自営業の場合は「〇〇店経営」などと記入してください。
- (4) 在職期間は、現在の職に就いてからの年数を記入してください。1年未満の場合は、月数を記入してください。
- (5) 賞与の有無について、必ず印を付けてください。
- (6) 収入金額とは、**前年の1月～12月までの1年分**(奨学金は、申請時点までに確定している当該年度分)の収入金額です。次を参考に「給与の収入金額」と「給与以外の収入金額」とに分けて記入してください。

給与	給料、賃金、賞与、役員報酬、専従者給与、年金、生活扶助費、傷病手当、失業給付金、児童扶養手当、障害者手当、日本学術振興会研究奨励金 等
給与以外	自営業、不動産所得、利子所得、配当所得、退職金、保険金、給与奨学金、預貯金、他からの援助(養育費等) 等

「別表Ⅰ 所得に関する証明書類」により、必ず家族に確認して次のように記入してください。

- a) 給与の収入金額(税込)は、源泉徴収票の「支払金額」欄に記載されている金額、又は給与明細等によって推算できる12ヶ月分(**賞与のある給与収入については、15ヶ月分**)の支払金額を記入してください。
- b) 給与収入以外の収入金額(必要経費控除後の額)は、確定申告でいう「給与以外の所得金額」を記入してください。
- c) 前年の中途又は当年新たに就職・転職(開業・転業等を含む)した場合は、申請時現在の職業の月収及び賞与等を考慮の上、年間の収入見込額を推算して記入してください。

◎「収入金額」については、**新規採用・失業・転職等で推算ができない場合は無記入でも結構です。**

④ 欄

父母の離別・死亡等の場合、生活保護を受給している場合、家族のうち障害者・原爆被爆者・長期療養者がいる場合、主たる家計支持者の別居の場合、災害等の被害があった場合はこの欄に記入してください。

なお、記入事項について添付書類による証明が必要となるので、「別表Ⅰ 所得に関する証明書類」及び「別表Ⅱ 特別控除に関する証明書類」を参照してください。

- a) 主たる家計支持者が別居している場合とは、単身赴任等のため家計支持者が家族と別居している場合で、別居のために特別に支出している住居費、水道光熱費について、願書を提出する最近6ヶ月間以内の領収書により年間の見込金額を記入してください。
- b) 長期療養者とは、6ヶ月以上療養中又は療養見込みの者で、願書を提出する最近6ヶ月間以内の療養費の領収書(入院の場合の食費を除く)により年間の見込金額を記入してください。
- c) 災害等の被害に遭った場合とは、申請前3年以内に、日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害がある場合で、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額を記入してください。

⑤ 欄

独立生計者のみ記入してください。なお、独立生計者とは、申請要領p.2「申請資格の区分について」に記載された3条件を満たす大学院生をさします。ただし、外国人留学生は除きます。

収入状況申立書 (〔区分3〕一般学生のみ)

所 属 _____ 学部・研究科 _____ 学籍番号 _____ 氏 名 _____

1. 奨学金について

申請時現在受給中あるいは2020年10月以降に受給が確定している奨学金について、該当の有無を選んでください。

☐ 該当あり

☐ 該当なし

該当ありの場合は、以下に記入してください。

奨学団体名	受給期間	月 額
日本学生支援機構	年 月 ～ 年 月	円
日本学生支援機構	年 月 ～ 年 月	円
「修学支援新制度」による給付型奨学金	年 月 ～ 年 月	円
	年 月 ～ 年 月	円
	年 月 ～ 年 月	円

※ 大学を通さず個人申請した奨学金の場合は、受給証（受給額・受給期間がわかる書類）の写を添付してください。

※ 受給期間とは、その奨学金の交付の開始から終了までのことです。

※ 受給が終了している奨学金については、記入の必要はありません。

2. アルバイト又は定職について

申請時現在、恒常的に行っているアルバイト又は定職について、該当の有無を選んでください。

☐ 該当あり

☐ 該当なし

該当ありの場合は、以下に記入してください。退職済のものは記入不要。

会社名等・職種	勤務予定期間	条 件 等	収入平均月額
	年 月から 年 月まで	週 時間 時給 円	円
	年 月から 年 月まで	週 時間 時給 円	円

3. 収入状況について、特殊事情等があれば記入してください。

経済状況報告兼申立書（[区分2]独立生計者・[区分1]外国人留学生）

所 属 _____ 学部・研究科 _____ 学籍番号 _____ 氏 名 _____

1. 区分（[区分2]独立生計者・[区分1]外国人留学生）※該当のものを○で囲む

2. 現在、生計を同一にする者の人数……申請者本人も含めて _____ 名

※外国人留学生の場合、海外在住の家族・ルームシェア中の友人は、人数に含みません。

3. 1ヶ月の平均生計費の内訳（現在生計を同一にする者全体についてのもの）

※免除申請後約6ヶ月間をどう生活する予定なのか、各自の責任で計画を立てたうえで、下表に記入してください。

収 入（1ヶ月）		支 出（1ヶ月）	
1 仕送り・援助 ※1	円	1 勉学研究費（本人授業料を除く）	円
2 アルバイト	円	2 食費	円
3 常勤職の給与	円	3 住居費	円
4 奨学金 ※1	円	4 交通費	円
不採用になった場合 ※2	()	5 教養娯楽費	円
5 貯金・貯蓄 ※1	円	6 水道光熱費・通信費	円
6 その他	円	7 その他	円
7	円	8	円
合 計 ※3	円	合 計 ※3	円

※1 添付書類について、別表Ⅰおよび別表Ⅲを参照してください。

※2 申請中・申請予定の奨学金が不採用になった場合、それをどう補う予定なのか括弧内に記入してください。

※3 収入及び支出の合計金額が一致するように記入してください。

4. 奨学金について

申請時現在受給中あるいは2020年10月以降に受給が確定している奨学金がある者は、下表に記入してください。

奨学団体名	受給期間	月額	備考
	年 月～ 年 月	円	
	年 月～ 年 月	円	
	年 月～ 年 月	円	

※ 大学を通さず個人申請した奨学金の場合は、受給証（受給額・受給期間がわかる書類）を添付してください。

※ 受給期間とは、その奨学金の交付の開始から終了までのことです。

※ 受給が終了している奨学金については、記入の必要はありません。

5. アルバイト又は定職について

申請時現在、恒常的に行っているアルバイト又は定職について、記入してください。

会社名等・職種	勤 務 予 定 期 間	条 件 等	収入平均月額
	年 月から 年 月まで	週 時間 時給 円	円
	年 月から 年 月まで	週 時間 時給 円	円

6. その他

経済状況について特殊事情等があれば記入してください。

手 当 等 受 給 状 況 申 立 書

年 月 日

一 橋 大 学 長 殿

(家計支持者) ※外国人留学生は原則記入不要

氏名 ㊞

免除申請者との続柄

(免除申請者)

学部・研究科

学籍番号

氏名

私の家族の手当等受給状況について、下記のとおり申し立てます。

記

現在、私の家族は各種手当等の受給が ※ あります ・ ありません。

なお、受給している手当等の詳細は以下のとおりです。

手当名	受給の有無	受給者氏名	受給年額	添付する証明書類
生活扶助費	※あり・無し		円	受給がある手当については、支払通知書等、受給額が確認できる証明書類の写しを必ず添付してください。 (個人番号(マイナンバー)は無記載または伏せた状態にして提出すること。)
児童扶養手当	※あり・無し		円	
児童育成手当	※あり・無し		円	
障害基礎年金 障害厚生年金	※あり・無し		円	
遺族基礎年金 遺族厚生年金	※あり・無し		円	
児童手当	※あり・無し		円	
傷病手当	※あり・無し		円	
	※あり・無し		円	

注意) ※の箇所は該当するものを○で囲んでください。

また、その他の手当等の受給があった場合は空欄をご使用ください。

大学院学生の学業優秀証明書

大学院学生は本書が提出されないと、授業料免除の対象となりません。

ただし、経営管理研究科経営学修士コース（経営分析プログラム・経営管理プログラム）、商学研究科経営学修士コース、法科大学院、国際・公共政策大学院の学生は提出不要です。また、2020年度前期授業料免除申請において本書を提出した学生は、指導教員の変更等がない限り提出不要です。

学生記入欄	研 究 科 等	学 籍 番 号	氏 名

《 学生記入欄以外は、教員が記入してください。 》

一橋大学授業料免除及び徴収猶予選考基準により、大学院学生については指導教員等が学業優秀と認めた者に限り免除対象となりますので、その点を考慮いただき作成願います。

(理 由)

以上の理由により、上記の者は学業優秀と認める。

年 月 日

指導教員又は
それに代わる教員

印

※10月新入生については（理 由）欄の記載を前課程での成績証明書を以て代えることができます。
（ただし、その場合でも本書の指導教員又はそれに代わる教員の署名・捺印は必要です。）

留年又は修業年限超過理由書

《学生記入欄》 ※学生は裏面をよく読み、下の枠内を記入してください。

学部・研究科等	学 籍 番 号	氏 名

1. 就学状況

現在所属している学部又は研究科の在学過程について、記入してください。

() 学年 → () 学年 → () 学年 → () 学年 → () 学年 → () 学年

年度		年度		年度		年度		年度		年度	
春・夏	秋・冬	春・夏	秋・冬	春・夏	秋・冬	春・夏	秋・冬	春・夏	秋・冬	春・夏	秋・冬

枠内には、「出席」「休学」「留学」(※休学中の留学は「休学」)「仮進学」のいずれかを記入してください。

2. 理由

留年、休学、修業年限超過等の理由について下記項目から選択し、具体的な理由を記入してください。

※病気が理由の場合、医療機関等の発行する診断書の提出が必要となります。

- ◎ 留年・残留・仮進学 (1. 病気※ 2. 留学 3. その他 ())
- ◎ 休学 (1. 病気※ 2. 留学 3. その他 ())
- ◎ 修業年限超過 (1. 病気※ 2. 留学 3. 大学院学生の論文作成 4. その他 ())

(具体的な理由) 理由が複数ある場合は、それぞれについて記入してください。

--

※学生記入欄を作成してから、教員に記入を依頼してください。

《教員記入欄》 ※裏面をご一読の上、下の枠内をご記入ください。

3. 指導教員等の所見

上記の理由により、申請者の留年又は修業年限を超えたことがやむを得ないものと認める。

(追加の所見がありましたら、以下に追記してください。)

--

年 月 日

指導教員又は

それに代わる教員 _____

留年又は修業年限超過理由書の作成について

留年者、修業年限超過者、残留者及び仮進学者は、原則として授業料免除の対象としませんが、理由により認められる場合があります。留年等した者が授業料免除の対象とするかどうかを、この様式 7「留年又は修業年限超過理由書」を基に審議されるため、具体的に作成してください。

なお、「留年」とは同一学年にとどまることをいい、「修業年限超過」とは出席期間が正規の修業年限を超えることをいいます。

1. 就学状況について（学生記入）

《記入例》学部生の場合

(1, 2) 学年 → (3) 学年 → (3) 学年 → (4) 学年 → (4) 学年 → () 学年

2015～16 年度		2017 年度		2018 年度		2019 年度		2020 年度		年度	
春・夏	秋・冬	春・夏	秋・冬	春・夏	秋・冬	春・夏	秋・冬	春・夏	秋・冬	春・夏	秋・冬
出席	出席	休学	休学	出席	留学	留学	出 休	出席			

2. 理由について（学生記入）

留年・修業年限超過等の理由について、項目から選択し、具体的に理由を記入してください。

「病気」の場合は診療期間・病状等を、「留学」の場合は期間・留学先等を、「大学院学生の論文作成」の場合は研究テーマ・進捗状況等を記入してください。なお、「病気」が理由の場合は、医療機関等の発行する診断書を添付してください。

指導教員等 各位

「3. 指導教員等の所見」につきまして、学生本人が記入した理由により、留年や修業年限超過等がやむを得ないものと認める場合は、日付を記入し、署名・捺印の上、学生に渡してください。学生記入の理由にさらに追加の所見がありましたらご記入ください。特に修業年限超過 2 年目以降の学生については、審議のために確認する場合がありますので、研究の進捗状況等詳細をご記入願います。

■ 留年・修業年限超過しても授業料免除の対象として認められる場合がある事例

I 病気

- ・長期療養の場合
- ・単位修得試験の当日の病気により単位修得が出来なかった場合
- ・休学期間に満たない期間の病気のために単位修得が出来なかった場合

II 留学

(ただし、本来の学業修得のため真に有益であるとは認められない留学や留学期間が概ね半年未満の留学は除く。)

III 大学院学生で論文作成のため研究継続中である場合（学部学生の卒業論文作成は除く。)

IV その他

- ・出産・育児中の場合
- ・国や地方公共団体等の求めで、公共的な事業に参加した場合
- ・学資負担者の不在や被保護世帯のため、学業と並行して学資獲得のためのアルバイト又は常勤の職業に就いた場合
- ・本人が障害者である場合

※II、IIIによる留年又は修業年限超過は、超過時点から通算 1 年間までを対象とする。

■ 留年・修業年限超過して授業料免除の対象にならない事例

単なる単位不足、国家試験等の受験、大学院の受験、就職活動、大学院学生の超過 2 年目以降の論文作成、その他自己都合

※複数勤務先がある場合は、用紙をコピーして使用してください。(様式8)

学生記入欄	
学籍番号	
氏名	

賃 金 等 支 払 証 明 書

勤務先記入欄

① 就業者氏名			
② 就職年月日	年	月	日 ※2
③ 雇用期間 (定めのある場合)	年	月	日まで (更新見込 ☐ 有 ☐ 無) ※チェックが無い場合は、更新有とみなします。
④ 雇用形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ その他 ()		
⑤ 給与月額【通勤手当を除く、税・社会保険料等の控除前の支給額】			
(1-1) 給与支給実績がある場合 直近3か月の支給額 ※3		(1-2) 今後、給与を支給する場合 支給(予定)額	
年 月	円	平均月額	月 円
年 月	円	(2) 賞与 ※3	
年 月	円	賞与の有無	☐ 有 ☐ 無
3か月の合計額	円		
⑦備考			

※1 この証明書は、源泉徴収票又は給与明細等に代わるものとして作成いただくものです。
※2 雇用形態や給与形態が変更された場合は、その変更開始日を記入してください。
※3 ⑤賃金等支払額について
・(1-1)において、採用3か月を満たさない場合、支払実績分のみ記入してください。
・(2)賞与は、採用済、採用予定を問わず必ず記入してください。
※4 時期によって給与額にばらつきがある場合、(1-2)に支給予定額の平均月額を記入してください。
※5 不明点等ありましたら、一橋大学学生支援課(TEL: 042-580-8117)にお問い合わせ願います。

上記のとおり証明する。

年 月 日

事業所名
代表者名
記入担当者 TEL



申請者記入欄	
学籍番号	
氏名	

長 期 療 養 証 明 書

各 診 療 機 関 御中

療養者氏名 _____ ⑩

(申請者との続柄： _____)

一橋大学の授業料免除を申請するにあたり、申請者と生計を同一とする療養者の診療状況について、下記内容を証明してくださるようお願い申し上げます。

記

(1) 傷 病 名 _____

(2) 診療期間 ・ 初 診 日 _____ 年 _____ 月

・ 終了見込み _____ 年 _____ 月頃 ・ 未定 (ただし、初診日から6ヶ月以上の療養が見込まれる)

(3) 保険証の種類 _____

(4) 患者負担額

2020 年 4 月 _____ 円	2020 年 10 月 (見込み) _____ 円
2020 年 5 月 _____ 円	2020 年 11 月 (見込み) _____ 円
2020 年 6 月 _____ 円	2020 年 12 月 (見込み) _____ 円
2020 年 7 月 _____ 円	2021 年 1 月 (見込み) _____ 円
2020 年 8 月 _____ 円	2021 年 2 月 (見込み) _____ 円
2020 年 9 月 _____ 円	2021 年 3 月 (見込み) _____ 円

上記のとおり証明します。

年 月 日

所 在 地

診療機関名

医 師 名

⑩

※①申請時現在まで、6ヶ月以上の期間にわたり療養中であり、今後も引き続いて療養が必要な者、又は②申請時現在療養中であり、今後6ヶ月以上の期間にわたり療養が必要と認められる者を、長期療養者として療養費の控除ができるようになっております。

※すでに療養を終えた者は対象になりませんので、証明不要です。

※(4)患者負担額について、証明日時点で支払済みの場合はその金額を、それ以外の場合は見込み金額を記入してください。見込めない場合は、未記入で構いません。

※不明点等ありましたら、一橋大学学生支援課 (TEL : 042-580-8117) にお問い合わせください。

記入された情報は、一橋大学の経済支援業務の範囲内においてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

申請者記入欄	
学籍番号	
氏名	

介護サービス証明書

各介護機関等 御中

介護サービス利用者氏名 _____ (印)
(申請者との続柄: _____)

一橋大学の授業料免除を申請するにあたり、申請者と生計を同一とする者の介護保険の介護サービス利用状況について、下記内容を証明して下さるようお願い申し上げます。

記

- (1) 現在の要介護度 要支援 ・ 要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5
- (2) サービス利用期間
 ・ 開始日 年 月
 ・ 終了見込み 年 月頃 ・ 未定 (ただし、開始日から6ヶ月以上の利用が見込まれる)
- (3) サービスの形態 在宅サービス ・ 施設サービス
- (4) 実費負担額
 (=自己負担額 (介護サービス費用の10%または20%) + 施設サービスの食費等 + 介護保険給付限度額超過分)
- | | |
|-----------------|------------------------|
| 2020年 4月 _____円 | 2020年 10月 (見込み) _____円 |
| 2020年 5月 _____円 | 2020年 11月 (見込み) _____円 |
| 2020年 6月 _____円 | 2020年 12月 (見込み) _____円 |
| 2020年 7月 _____円 | 2021年 1月 (見込み) _____円 |
| 2020年 8月 _____円 | 2021年 2月 (見込み) _____円 |
| 2020年 9月 _____円 | 2021年 3月 (見込み) _____円 |

上記のとおり証明します。

年 月 日

所 在 地

介護機関名

責任者氏名

(印)

※ (1) 現在の要介護度 (3) サービスの形態は該当するものに○を付けてください。(3)は複数選択可。
 ※ (4) 今後の実費負担額を見込めない場合は、未記入で構いません。直近6ヶ月分の負担額をご記入ください。
 ※ ご不明な点等がありましたら、一橋大学担当窓口：042-580-8117にお問い合わせください。

記入された情報は、一橋大学の経済支援業務の範囲内においてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

一橋大学長 殿

氏 名

記

(裏面につづく)

年 月 日

(免除申請者)

学部・研究科

学 籍 番 号

氏 名

④ 【 _____ について】

_____ 年 月 日 申立者 氏名 ⑤ (申請者との続柄 _____)

※証明書類がない各種事情についての申し立てに当欄をお使いください。

(例①) 大学院生で直前に独立生計となったため、健康保険証の写等で扶養から外れたことを証明できない場合 …証明書類が無い旨を元扶養者の直筆で申し立ててください。

(例②) 住民票上は同居しているが、実際は別居別生計している家族がいる場合 …別居別生計の旨を家計支持者の直筆で申し立ててください。

(例③) 独立生計者もしくは外国人留学生で健康保険に加入していないため、健康保険証の写を提出できない場合 …提出できない旨を本人の直筆で申し立ててください。

(例④) 海外在住により、所得・課税証明書が発行されない場合 …提出できない旨を本人の直筆で申し立ててください。

授業料免除願（簡易申請用）

※簡易申請を行う場合は、必ず裏面を確認の上、申請してください。

一 橋 大 学 長 殿

① 出 願 者	フリガナ		学部	年	学籍番号
	氏 名	㊟	国際・公共政策大学院	年	
	現 住 所	〒	研究科 修・博・専	年	
			自宅（ ） — 携帯（ ） — Eメール		
※10/1 時点で海外滞在中の申請者は国内の住所を記入してください。					

2020 年度後期分授業料の免除（免除決定までの徴収猶予）をお願いします。

なお、申請の内容は事実と相違ありません。また、申請に虚偽のあることが判明した場合は、許可された免除について取り消され、次期の免除申請の対象とならなくても、異議はありません。

授業料半期分 円

② 以下で簡易申請の資格を確認します。該当するかどうか、□欄にチェックをいれてください。なお、六つの条件のうち一つでも該当しない場合は、簡易申請を行えません。

- ☐ 2020 年度前期に大学が実施する授業料免除申請を行っている（辞退者、必要書類未提出者、高等教育の修学支援新制度のみの申請者除く）
- ☐ 前期申請時（4 月 1 日時点）と 10 月 1 日現在で申請内容（家計状況、家族状況、就学状況等）※ に変更がない
 ※ 裏面《前期申請内容からの変更について》を必ずお読みください。
- ☐ 前年 10 月 1 日以降に前学期未申請の臨時所得（退職金、保険金、資産譲渡所得等）を得ていない
- ☐ 前期から在籍課程に変更はない（例：9 月修士修了で 10 月から博士進学）
- ☐ 留年者・修業年限超過者・仮進学者・残留者でない
- ☐ 今年度途中の修了予定はない

③ 以下項目に該当する場合は、□欄にチェックをいれてください。

- ☐ 前学期までに休学・停学したことがある → 該当者は（様式 7）留年又は修業年限超過理由書を併せて提出
- ☐ 前学期申請後に、住所変更した → 該当者は住所変更後の住民票等を併せて提出
- ☐ 10 月 1 日現在、海外滞在中である → 該当者は①出願者の現住所欄に国内連絡先を記入

授業料免除簡易申請について

表面②の条件六つ全てを満たす者は、後期授業料免除において申請を簡略化して行うことができます（簡易申請）。
ただし、簡易申請を行った場合でも、前期分と後期分の選考結果が同一になるとは限りません。

【提出書類】

1. (様式 13) 授業料免除願（簡易申請用）…全員必須
2. (様式 7) 留年又は修業年限超過理由書…前学期までに**休学・停学**したことがある者は必須
(本人及び指導教員等作成)
3. 住所変更後の住民票…前期申請後に住所変更した者は必須（ただし、現在、一橋大学設置の寄宿舍の場合は不要）
なお、住民票を異動していない場合は、公共料金の領収書の写、在留カード等で代用可
4. 結果通知用封筒（長形 3 号）…全員必須（学籍番号、本人又は保証人の宛先を書き、84 円分の切手を貼付）

※必要に応じて、他に書類の提出を求めることがあります。

【「授業料免除（徴収猶予）願（簡易申請用）」記入上の注意】

「授業料免除願（簡易申請用）」（様式 13）は、選考上の大切な資料ですので、下記の注意事項を参照のうえ、出願時現在（**10 月 1 日現在**）の状態をありのまま記入してください。判読困難等不備の調書は選考から除外される可能性があるのでご注意ください。

② 欄

六つの条件のうち一つでも該当しない場合は、簡易申請を行えません。

《前期申請内容からの変更について》

前期申請内容から変更がある場合は、原則簡易申請不可ですが、内容によっては簡易申請を認めています。
下記項目について、ご確認ください。なお、不可の項目が一つでも該当する場合は、簡易申請できません。
前期同様に必要書類を全て揃えて提出してください。

変更点	簡易申請の可否
▼住所変更した	可
▼奨学金の受給が決定した	
- 給付型奨学金	不可
- 貸与型奨学金	可
▼海外留学を開始／終了した	
- アルバイトを辞めた／始めた	不可
- 給付型奨学金の受給が停止された／再開された	不可
- 居住地のみ変更した	可

「特別定額給付金」「学生支援緊急給付金」の受給は簡易申請可。

※条件について不明な点がある場合は学生支援課へ事前にお問い合わせください。

③ 欄

前学期までに休学・停学したことがある者は、(様式 7) 留年又は修業年限超過理由書を併せて提出してください。
前学期申請時から住所変更した者は、住所変更後の住民票（住民票を異動していない場合は、公共料金の領収書の写、賃貸契約書の写、在留カードの写等でも代用可）を提出してください。ただし、現在、小平国際学生宿舍・中和寮・景明館・国際交流会館に住んでいる者は提出不要です。

【注意事項】

1. 簡易申請を行った場合でも、前期分と後期分の選考結果が同一になるとは限りません。
2. 簡易申請の資格のない者が簡易申請を行った場合、申請は受理されません。
3. 申請書類に故意に事実と相違した内容を記入してある場合は、許可された免除について取り消します。
また、その場合、次期の免除申請については対象としますので、正確に記入してください。

新型コロナウイルス感染症の影響による減収申立書

(様式 1 にて申請理由 4. を選択した方で、給与所得者以外の方が新型コロナウイルス感染症の影響を受け減収した場合に使用)

年 月 日

一 橋 大 学 長 殿

学籍番号 _____ 入学年月 _____ 年 月

学部・研究科等 : _____

申請者氏名 _____ (印)

2020 年度後期分授業料免除申請時現在、新型コロナウイルス感染症の影響により減収したことを、下記のとおり申し立てます。

記

申立者氏名 (署名・印)	(印)	申請者 との続柄	
減収の理由（業種・業態、収入（売上等）減少の理由、前年同期と比較した減少率等の詳細を記入してください。）			

直近 3 ヶ月分の売上高、必要経費、所得金額（単位：円）を記入してください。

	2020年 月	2020年 月	2020年 月	直近 3 ヶ月合計
収入(売上等)				(円)
必要経費※				(円)
所得				A (円)

※専従者給与は除く。

$A \times 4 =$	B
専従者給与(専従者控除)	C
青色申告特別控除額	D
年間所得金額(B-C-D)	E

[注意事項]

- 申請者本人と同一生計の者（就学者及び所得税法上の被扶養者は除く）が自営業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け減収した場合は提出してください。給与所得（専従者給与、役員報酬含む）者の場合はこの申立書ではなく、直近 3 ヶ月分の給与明細の写または(様式 8) 賃金等支払証明書を提出してください。
- 減収したことの証明のため、①令和 1 年分確定申告書の写と②売上高および所得の減少が証明できる書類（例：月次試算表、帳簿など）を添付してください。
給与所得者以外の方でこの申立書の提出がない場合、新型コロナウイルス感染症の影響による授業料免除申請としては受け付けません。

授業料免除の家計評価・成績評価について

1. 家計評価について

授業料免除は、以下に示す計算方法により、**家計評価額がゼロ円以下**になれば、免除が許可されることがあります。**ただし、計算結果はあくまでも目安であり、認定結果が同じになるとは限りません。**また、この計算方法は現行のものであり、今後変更する場合があります。

$$\boxed{\text{家計評価額}} = \text{総所得金額} - \text{収入基準額}$$

↑

$$\text{総所得金額} = \text{給与所得} + \text{給与所得以外の所得} - \text{特別控除額}$$

- ・収入基準額 は別表第2の収入基準額表を参照してください。
- ・特別控除額 は別表第1を参照してください。

◎総所得金額の計算方法

1. 給与所得の場合

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む）の収入金額については、次の計算式によって得られた金額を控除します。

※源泉徴収票であれば「支払金額」を、所得（課税）証明書では「給与収入」を参照してください。

- ・収入金額が104万円以下のもの ・ ・ ・ **収入金額と同額**
- ・収入金額が104万円を超え200万円までのもの ・ ・ ・ **収入金額×0.2+83万円**
- ・収入金額が200万円を超え653万円までのもの ・ ・ ・ **収入金額×0.3+62万円**
- ・収入金額が653万円を超えるもの ・ ・ ・ **258万円**

《計算例》

- ・給与収入が104万円の場合 ： $104\text{万} - 104\text{万} = 0$
- ・給与収入が150万円の場合 ： $150\text{万} - (150\text{万} \times 0.2 + 83\text{万}) = 37\text{万円}$
- ・給与収入が250万円の場合 ： $250\text{万} - (250\text{万} \times 0.3 + 62\text{万}) = 113\text{万円}$
- ・給与収入が750万円の場合 ： $750\text{万} - 258\text{万} = 492\text{万円}$

（注意）

- ① 給与所得者が2人以上いる場合、この計算は各人別に行う。
- ② 同一人で複数の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと、総所得金額を算定する。

2. 給与所得以外の場合

確定申告書の所得金額（ただし、給与所得に関しては上記計算方法にて計算）を使用します。
なお、出願者本人の奨学金についても、前期分においては前年度末日までに確定している当該年度分、後期分においては前期末日までに確定している当該年度分を所得として計算しますので注意してください（ただし給与奨学金のみ。高等学校時受給の奨学金は除く）。

（注意）給与所得以外の所得が△（赤字）の場合は「0」とみなし、所得金額の合計を算出します。
黒字・プラス所得と赤字・マイナス所得の相殺はできません。

※申請時の前年1月1日以降に就職、転職、開業等をした者に関しては、年収を推算する必要があります。
その他不明な点がございましたら、担当係までご相談ください。

別表第1 特別控除額表

区分	特 別 な 事 情	特 別 控 除 額			
A 世 帯 を 対 象 と し た 控 除	① 母子・父子世帯	490,000 円			
	② 就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生 1 人につき)		自宅通学者	自宅外通学者	
		小 学 校	80,000 円		
		中学校及び中等教育学校の前期課程	160,000 円		
		高等学校及び中等教育 学校の後期課程	国公立	280,000 円	470,000 円
			私 立	410,000 円	600,000 円
		高等専門学校	国公立	360,000 円	550,000 円
			私 立	600,000 円	800,000 円
		大 学	国公立	590,000 円	1,020,000 円
			私 立	1,010,000 円	1,440,000 円
		専修学校（高等課程）	国公立	170,000 円	270,000 円
		私 立	370,000 円	460,000 円	
	専修学校（専門課程）	国公立	220,000 円	620,000 円	
		私 立	720,000 円	1,120,000 円	
③ 障害者のいる世帯	障害者 1 人につき	860,000 円			
④ 長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている金額。ただし、移動等に使用したタクシー料金等は控除できない。				
⑤ 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別な支出をしている金額。ただし、710,000 円を限度とすること。				
⑥ 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたつて支出増又は収入減になると認められる年間金額。				
⑦ 父母以外の者で所得を得ている者のいる世帯	父母以外の者の所得者 1 人につき 380,000 円。 なお、その所得が 380,000 円未満の場合はその所得額。 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。				
B 本人を対象とする控除	① 自宅通学者	280,000 円			
	② 自宅外通学者	720,000 円			

- ※A 「世帯を対象とした控除」において、該当する特別の事情が複数ある場合には、それらの特別控除額をあわせて控除することができます。
- ※A① 母子・父子世帯の認定方法は、日本学生支援機構の規定に準じます。
- ※A② 「就学者のいる世帯」による控除で国立学校に通っている者がいる場合、当該就学者が授業料免除を受けている場合は控除額が変わりますので、担当係までお問い合わせください。
- ※B 独立生計者および外国人留学生は、原則、①自宅通学者になります。

別表第2 収入基準額表

全額免除に係る収入基準額表

		学部	修士・専門職学位課程	博士課程
世帯 人員	1人	880,000円	960,000円	1,320,000円
	2人	1,400,000円	1,520,000円	2,120,000円
	3人	1,620,000円	1,770,000円	2,450,000円
	4人	1,750,000円	1,920,000円	2,660,000円
	5人	1,890,000円	2,080,000円	2,880,000円
	6人	1,990,000円	2,170,000円	3,020,000円
	7人	2,070,000円	2,260,000円	3,150,000円
	(+1人)	(80,000円)	(90,000円)	(130,000円)

※世帯人員が7人を超える場合は、1人増えるごとに（ ）内の金額を世帯人員7人の収入基準額に加算する。

半額免除に係る収入基準額表

		学部	修士・専門職学位課程	博士課程
世帯 人員	1人	1,670,000円	1,820,000円	2,540,000円
	2人	2,660,000円	2,900,000円	4,040,000円
	3人	3,060,000円	3,340,000円	4,670,000円
	4人	3,340,000円	3,640,000円	5,070,000円
	5人	3,600,000円	3,930,000円	5,480,000円
	6人	3,780,000円	4,120,000円	5,740,000円
	7人	3,950,000円	4,320,000円	6,020,000円
	(+1人)	(170,000円)	(200,000円)	(280,000円)

※世帯人員が7人を超える場合は、1人増えるごとに（ ）内の金額を世帯人員7人の収入基準額に加算する。

※独立生計者は、その独立生計者と生計を同一にする人数が世帯人員となります。

※総所得金額が収入基準額を下回っていても、異なる認定結果となる場合があります。

2. 成績評価について

次の条件を満たす者を、学業優秀であるとみなします。

- (1) 学部1年生及び当該年度に編入学・学士入学した者は、入学試験の合格。
- (2) 学部2年生以上の者は、各学年の始期において次の単位数を修得している者。
 - 2年生：27単位
 - 3年生：54単位
 - 4年生：89単位
- (3) 大学院学生は、本人の属する研究科の指導教員等が学業優秀と認めた者。